

遺族附加年金事業 よくあるお問い合わせ

Q. 遺族附加年金事業はいつから保障開始になりますか？

- A. 毎年6月（更新月）から一年更新の保険となっています。
※中途加入(主に新規採用者)の場合は10月から（加入コースに制限あり）

Q. 遺族附加年金事業に加入するにはどうしたらいいですか？

- A. 毎年1月～2月がご案内時期となっており、推進担当者が職場訪問の際に配付する資料にてお手続きが可能です。
※担当者の訪問が無い所属もあります。説明希望の場合は事前にお問い合わせください。
※中途加入の場合は5月～6月がご案内時期です。

Q. 遺族附加年金事業を途中で脱退することはできますか？

- A. 一年更新の保険となっておりますので途中で脱退はできません。
脱退は更新時のみ取扱います。1月～2月の募集期間に申込書での脱退のお手続きが必要です。
なお、退職等の資格喪失による場合は期中脱退を取扱います。

Q. 退職後も継続して加入することはできますか？

- A. 退職後も現職者と同じ保険料率にて継続加入いただくことが可能です。保険料については、給与天引きから口座振替に変更となります。
※「積立年金プラン」「休職サポート制度」「長期療養コース」はご継続できません

Q. 保険の請求をするにはどうしたらいいですか？

- A. 事故連絡票（各所属窓口、又は、共済組合 HP 様式集に掲載）を記入し詳細をご連絡ください。
保険会社承認後、請求書類をお送りいたします。

Q. 携行品を破損しました。修理代全額保険でできますか？

- A. お支払いする保険金は損害額から免責金額 3000 円を控除した額となります。
損害額とは損害品を事故直前の状態に復旧する費用、または、その物の時価額と比較して低い額となります。

請求方法・詳細についてのお問い合わせ先

(有)みやぎ共済（事務受託会社）	TEL 0 2 2 - 2 2 3 - 0 7 4 0
明治安田生命保険相互会社（保険引受会社）	TEL 0 2 2 - 2 6 1 - 4 2 7 0